

平成21年10月21日

経済産業省 講堂

経済産業省政策会議  
第4回税制改正要望ヒアリング議事録

経済産業省

## 目 次

1 . 開 会 .....	1
1 . 副大臣あいさつ .....	1
1 . 要望内容の説明及び意見交換 .....	3
吉井 一洋 .....	3
日本税理士会連合会 .....	7
T K C 全国政経研究会 .....	12
日本公認会計士協会 .....	18
炭素税研究会 .....	25
安藤 裕 .....	29
友廣 和典 .....	33
伊地知 理美 .....	36
1 . 閉 会 .....	38

## 開 会

高橋政務官 時間となりましたので、第4回の税制改正要望ヒアリングを始めさせていただきます。

連日、早朝よりありがとうございます。きょうも盛りだくさんに、きょうは個人の方も入っておられますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日、司会進行をさせていただきます大臣政務官の高橋千秋でございます。よろしくお願い申し上げます。

## 副大臣あいさつ

高橋政務官 それでは、松下副大臣の方から、ごあいさつをお願いします。

松下経済産業副大臣 皆さん、おはようございます。

早朝から、大変ありがとうございます。今回が最終のヒアリングでございます、本当にありがとうございました。

少子高齢社会に突入して初めて経験する人口減少社会、その中で我が国は成長を続けていかなければならない、国民の幸せのために頑張らなければいけないわけですが、そういう中であって「税は政治の基なり」と、こういうふうに教えられました。どうぞ経済成長をしっかり支えていく意味でもどういう仕組みがいいのか、みんなとしっかり知恵を絞りたいと考えています。時間は限られておりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

この会は増子副大臣が主催してきちっと整理しながら進めてまいります。みんなで知恵を絞って頑張っていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

高橋政務官 それでは、増子副大臣の方からごあいさつをお願いします。

増子経済産業副大臣 皆さん、おはようございます。

本日はヒアリング4日目で第5回目の経済産業省の税制改正要望ヒアリングということ

で、早朝より議員の皆さん、そして団体の皆さん、ありがとうございました。今までより30分遅く開会しましたので、議員の皆さんも少しは楽になったかと思いますが、連日、精力的にこの会を開かせていただきまして、また活発な御意見、ありがとうございました。きょうが最終日ということになります。私ども、昨日も政府税調、2回目が開催されました。きのうは租特を中心としてそれぞれ説明を受けましたけれども、我が省にとっては、実は租特が一番多い省でございまして、この租特の扱いについて今後大きな論点の1つになってまいるかと思えます。そういう意味で日本経済をいかに成長させるか、大変重要な課題が私たちには預けられているわけでありまして。そういう中で今もお話がありましたとおり、「税は政治のもととなり、税は国家なり」という我々のこの視点の中からさまざまな皆さんの御要望や御意見をいただきながら、しっかりとこの税制改正を私たちはまとめていかなければならない、そんな思いでございまして。

きょうは団体最後の皆さんと同時に、個人で4人の方々にも実は御意見をいただくことになっております。自民党代議士の政策秘書をやっている方にもきょうは私ども、そのお話をいただくことになっております。民主党はさすが懐の深い政党だなというようなこともぜひ御理解をいただきたいと思えます。そしてきょうはマスコミの皆さんには最後までフルオープンでこの税制改正要望ヒアリングをさせていただくことになっておりますので、よろしく御理解のほどをお願いを申し上げたいと思えます。

今後の日程については、30日に私どもの要望の取りまとめをして税調の方に提出をしなければなりません。ですから、この後、皆さんと御相談をさせていただきながら、基本的には3回ほど議員の皆さんの御意見をいただきながらまとめていきたいという考え方でおりますので、どうぞその節にはまた積極的に御参加をいただきたいと思えます。

国会の方も26日から臨時国会が始まります。政務御多端と思えますが、どうぞそういうものを含みながらこの経済産業省のあらゆる税を含めた政策、しっかりと遂行していきたいと思えますので、よろしくをお願いを申し上げたいと思えます。

きょうは限られた時間でございまして、最後までよろしくをお願いを申し上げます。きょうは御礼申し上げます。ありがとうございます。

高橋政務官 ありがとうございました。

それでは、私と一緒に政務官をしております近藤政務官の方から一言。

近藤政務官 よろしくお願いいたします。

高橋政務官 本当に一言ですね。

## 要望内容の説明及び意見交換

吉井 一洋

高橋政務官 それでは、それぞれ今からヒアリングをさせていただきますけれども、お手元に日程表、時間割が配られております。質疑をさせていただきたいと思いますので、その質疑時間も含めてこの時間になっております。説明の方はそれを配慮していただけるようお願い申し上げたいと思います。

それから、この会は経済産業政策関連のものに限って御説明をお願いを申し上げたいと思います。

それから、先ほどすべてマスコミに公開ということでしたが、これは議事録を取っております。議事録は後ほどホームページ上に公開をされますので、その辺も御了承いただきたいと思います。その議事録を取る関係もありまして、質問をされる議員の方々はまず名前を名乗っていただいて質問していただけますように、よろしくをお願いを申し上げたいと思います。

それでは、きょうは個人と団体それぞれございますが、まず個人として大和総研の吉井さんの方から御説明をお願い申し上げます。

吉井 大和総研の制度調査部長をしております吉井と申します。本日は特に証券界とか大和総研とかということではなくて、私個人として意見を述べさせていただきたいと思います。座って説明させていただいてよろしいでしょうか。

高橋政務官 どうぞ。

吉井 お手元の資料で、私が要望としてお出ししたのは3つ項目がございます、1番目は個人の証券金融税制でございます。この内容は、その目的といたしましては、個人の株式投資を促進し、家計金融資産全体を金融資源として国内投資に誘導することで、企業にリスクマネーを供給する、産業政策上はこういう観点でございますが、同時にその個人にとりまして、老後、あるいは将来に備えた資金運用を促すといった効果が期待できるのではないかと考えております。

1番目は、すでに2011年末までに10%税率を維持するというのが、前政権下ではございますけれども、法律として決まっております。これを前倒しで廃止するというのは納税者にとっての不利益変更になりますので、これは維持していただければと考えております。

2つ目の 2012 年以降の話でございますが、こちらは金融所得一体化を目指すということで述べさせていただいております。この金融所得一体化というのは、利子、配当、キャピタルゲイン、その他の金融関連の所得、デリバティブなども含めまして、まとめて所得、利益、損失を合算いたしまして、損益通算した上で、例えば 20%の税率を掛けるとか、1つの税率を掛けるということで、そういった税制でございます。これは損益通算することでリスクの負担をやすくするということが1つ効果として期待できますし、合算して同じ税率を適用するというので、納税者にとっても非常に簡素でわかりやすい税制になるということが期待できます。

ただ、ちょっと括弧書きで書いておりますけれども、一体化後の受取配当でございますが、これは配当の場合、配当二重課税といった問題がございます。別添えの補足資料の1ページ目を資料1でまとめておりますが、ごらんいただきたいのですけれども、こちらは利子と配当と内部留保につきまして、法人の段階で100所得があった場合に、法人、個人、個人の株主、あるいは預金者に至る段階でトータルでどういう税負担になっているかということですが、例えば預金の利子とかを始め、あるいは社債もそうですけれども、利子の場合でございますけれども、これは法人の段階では損金に入りますので、法人税負担はございませんが、個人の段階で20%の税率がかかるということになります。一方、配当の場合ですけれども、仮に税率を20%に引き上げますと、法人の段階で40取られていて、残りの60に対して20%かかりますので、40に12を足して、トータル52%の税率になってしまうという、こういう二重課税の問題がございます。この二重課税を完全に解消するためには、配当の損金算入とかそういったことが考えられるのですが、そうするとかなりの税収減になってしまうと思われるので、例えば受取配当は半分だけを合算するというような形で二重課税を調整しながら一体化の導入を目指すといったことも考えられるのではないかと考えております。

それから3番目は、これは納税システムの話でございます。元の資料に戻りまして(3)でございますけれども、現在、特定口座という、株式とか投資信託の場合にはそういう制度がございまして、これは申告せずに業者が所得の計算をして、源泉徴収をして納税するというので、個人の株主や投資家にとりましては納税の事務負担なしに投資ができるという、確定申告をすることなしに自動的に税金を納められるという非常に便利な制度になっております。金融所得一体化を進める場合にはこういう特定口座で通算する対象を株式だけではなくて、今は株式と株式投信だけですけれども、これを例えば公社債だと

が預金に拡大していくといったことが考えられると思われま

す。その際でございますけれども、また別添えの資料の方の2ページ目をごらんいただきたいのですが、特定口座の対象を拡大していったとしても、例えば預金の利子につきましては、やはりこれは銀行が扱う、資料ですとB銀行の特定口座、「預金利子」と書いてありますが、一方、例えば株式の譲渡損とか譲渡益につきましては証券会社の特定口座、これは別々の業者の特定口座ということになります。別々の特定口座を通算する場合には、現状ですと確定申告が必要ということになります。これを例えば3ページ目にありますように、税務当局内にそういう特定口座の情報を名寄せして損益通算して合算する、必要があれば源泉徴収税の一部を還付するといったようなシステムを導入すれば、納税事務負担なしにこういう一体化というのは速やかに実施できるのではないかと考えております。

こういう制度がもし導入できないとした場合ですと、4ページ目の参考1にありますように、例えば金融コングロマリット、銀行と証券と両方あるような業者が自分たちの特定口座を集約して納付するといった対応も考えられるわけですが、これができるのはあくまでコングロマリットに限られてしまいますので、そうするとコングロマリットにその取引が集中してしまうと、囲い込みみたいなことが起こるのではないかと考えられます。

では、別々の業者間で、5ページ目にありますようにデータと納税資金のやりとりをすればいいのではないかというような話もあるかと思っておりますけれども、これですとデータのやりとり、資金の授受に伴うリスクというのはやはり出てまいりますので、そういったところを考えると、やはり税務当局にそういう名寄せのシステムを設けてもらうのがいいのではないかと考えられます。

それから2番目は、これは社債市場育成のための税制改正ということで述べさせていただいております。社債市場の育成につきましては、証券業協会でもワーキンググループを設けて、税制だけの問題ではないということで、抜本的に社債の仕組み、社債のルールを見直すということで検討しておりますが、やはりその中でも税制というのは1つ重要なファクターであるということで述べさせていただいております。

(1)で述べておりますが、公社債の利子に対しまして源泉徴収される投資家とそうではない投資家というものがおりまして、いわゆる源泉徴収をされる方を課税玉、されない方を非課税玉ということで、この2つがあるために公社債市場が分断されているということがございます。で述べていますが、これはそもそもの原因は、法人の場合、法人税を納めれば本来いいところなのですけれども、その前取りといたしまして、社債の利子など

対しまして、所得税、住民税の源泉徴収がされているということがございます。この源泉徴収税が全額還付されればいいのですけれども、還付されるのは所有している期間分だけということになっております。お手元の別の資料の3というところ、ちょっと技術的な話になって申しわけないのですが、ごらんいただきたいのですけれども、例えば元本 100 で6ヵ月間で 20 円の利払いがあった。源泉徴収が 4 されている。投資家 A がいて、投資家 B がいるという段階で、投資家 B が利子を受け取るわけですけれども、この際に 4 源泉徴収されるのですが、この 4 全部が控除できればいいのですけれども、その所有期間分、3ヵ月分ということですから、半分の 2 しか法人税から控除できない。では残りの 2 はどうするかというと経過利子ですね、売買をする際に買い手が売り手に支払う経過利子相当分、ここの部分を税相当額を除くことで調整する。

高橋政務官 済みません、時間がありませんので、おまとめいただけますでしょうか。

吉井 はい。こういうことがございますので、法人の源泉徴収につきまして所有期間分だけではなくて、全額控除できるような制度にさせていただければと思います。あとあわせて、個人につきましては、税逃れを防止するという観点から、公社債、今非課税になっているものは課税ということにする。課税とすれば、確かに税負担は増える面はありますけれども、譲渡損とか償還損、デフォルト損が控除できますので、社債の投資というのが増えるのではないかと思います。

それからあと非居住者に対しまして、振替社債について、国債、地方債は源泉税がないのに、社債につきましては源泉課税がされております。これを廃止することで日本とは違う投資行動を行う外人投資家を国内に招いて、新しい投資行動というのを定着させることができるのではないかと期待されます。

あともう一つは住宅取得に対する相続時精算課税について、2010 年末まで延長すべきではないかということをお述べさせていただいております。

以上でございます。

高橋政務官 時間が過ぎておりますが、皆さんの方から何か質問がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、済みません、ありがとうございました。

## 日本税理士会連合会

高橋政務官 それでは、続きまして日本税理士会連合会の方から御説明をお願い申し上げます。

日本税理士会連合会 日本税理士会連合会でございます。座って説明をさせていただきます。

お手元の資料で私ども日本税理士会連合会・日本税理士政治連盟は 14 項目の税制改正要望を提出させていただきました。

この 14 項目の趣旨は 5 つございまして、公平な税負担が行われるべきであるというようなことが 1 つ目でございます。2 つ目が、理解と納得のできる税制というのがやはり必要である。3 つ目が、必要最小限の事務負担というものも当然考えなければいけません。個々の企業におけます事務負担、そして社会全体での社会コスト、こうしたものも当然に考えるべきであろうと思っております。4 つ目が、制度がつくられたときはそれ自体は非常に内容のあるもの、意味のあるものであったと思いますが、時代の変化とともに適合していないものも出てきております。ですから、時代に適合した税制というものも当然必要になってまいります。そして最後、5 つ目は透明な税務行政というものを従前から私どもは申し上げております。こうした 5 つの観点からお手元の資料 14 項目のうち主要な項目について意見を申し述べさせていただきたいと思っております。

1 番目でございます。給与所得控除の上限設定です。要望内容といたしまして、一定額以上の高額な給与収入については給与所得控除額に限度額を定めるべきであるとなっております。給与所得の場合は、給与所得控除は一番最初の税率のときは 40% の給与所得控除があります。ところが、給与所得の収入金額が 1000 万円以上になりますと無限に 5% の給与所得控除があるわけです。確かに給与所得控除には勤務費用の概算控除という意味合いですとか、他の所得との調整というものもあると思いますが、やはりこの 5% 部分が無限にあることはいかなるものかと思われまして、これ自体は増税項目となっております。私どもは減税要望団体ではございませんでして、あるべき税制であるのであれば、時として増税もやむなしと考えております。この概算控除、給与所得控除の部分につきましては後で申し上げます 3 ページ目の 5 番、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止の部分と関係しておりますので、また後ほど触れたいと思っております。

2 番目の項目ですけれども、2 ページに移っていただきたいと思います。通し番号で行

きますと4番目の項目でございます。少額減価償却資産の取得価格基準の引き上げです。要望内容といたしまして、少額減価償却資産の取得価格基準を30万円未満、まあ30万円とすべきであるという内容でございます。現行の制度では取得価格が10万円、基準で、10万円未満の少額な減価償却資産については取得したときに損金の額に算入するというふうになっております。また、20万円未満の減価償却資産については3年間にわたって損金に機械的に算入していくという一括償却資産制度というのがあります。また、一定の中小企業者には年間で300万円を上限といたしまして、取得価格30万円基準を設けまして、それ未満の資産については損金の額に算入することができる。3つの制度が走っているわけです。それぞれ理由があるものだと思いますが、この3つの制度を並べてみますと、果たして併存させておくことが必要かどうかということが疑問となってまいります。同じような制度が並んでいるわけです。簡素化ということも必要だと思います。また、これの適用に当たって我々実務家は、これは10万円基準でしょう、これは一括償却資産制度でしょうと、それ自体は税理士の腕の見せどころなのかもしれませんが、制度がやや複雑になっているのではないかと思います。そこで、私どもは少額減価償却資産の取得価格基準については統一的に30万円基準一本とし、30万円未満のことについては損金の額に算入するという制度に改めてはいかがなものかという提案をさせていただいております。

次のページ、5項目目でございます。先ほど1項目目で少しリファレンスさせていただきましたが、要望名「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止」でございます。俗に言うオーナー課税制度でございます。18年度税制改正において導入をされ、その後、適用対象会社の範囲が明らかになるとか、また少しくテクニカルな話になりますが、適用除外の基準所得金額が引き上げられることによって、適用される割合が縮減されてまいりました。しかし、この部分につきましては会社から資金が流出しているにもかかわらず、その部分について課税が行われるという現象が生じております。そしてそのこと自体は中小企業者の理解と納得が十分に得られている状態とは言えません。確かに給与所得控除部分が日本の場合は他の諸国と比べまして同じもの、類似したものを比較しますと、やや手厚くなっておることは否めません。しかし、その部分について課税が行われていないからといって法人の方で課税するのは確かに技術的には非常によくできたものかもしれませんが、理解と納得という観点から行きますと、これは廃止をしていただきたいと思えます。なお、これにつきまして、試算によりますと約160億円の減税という形になるかもしれません。しかし、給与所得控除の見直しにつきましても私どもはあわせて提言、要望い

たしております。特に、そのうちの 1000 万円を超える部分についての 5%についてはまず廃止をしてはいかがか、あるいは制限をしてはいかがか、そしてあわせて給与所得控除全体の見直しについてもぜひとも見直しをお願いしたいと思います。もちろん、給与所得控除というのはそれだけではなく、所得控除、税額控除全体の中で見直すべきものではあるとは思いますが、やはりそうしたものがこの特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度にも影響しているわけでございます。

次の項目でございます。6 番目、交際費課税における交際費等の範囲の見直しです。社会通念上必要な交際費等の支出は原則として損金算入されるべきではないかと思えます。また、定額控除限度額という 10%、自動的に 1 割については自己否認するという形の制度になっております。これ自体もやはり納得が得られているかどうかという否であろうと思えます。従前はこの 10%基準というのとはなかったのです。もちろん、これをつくることについては当時の情勢というのがあったのかもしれませんが、やはり現在においてこの制度を眺めてみますと、この部分については廃止すべきではないかと思えます。また、慶弔関係の費用などで社会通念上、どうしても必要なものがやはり出てまいります。冠婚葬祭関係の費用ですね。そうしたものについて交際費課税されるのはいかがなものかと思えます。その部分について、交際費課税の対象から外れたとしても、その部分についての税収に対する影響というのとはわずかではないかと思われまします。むしろそれよりも理解と納得という点においては効果が大ではないかと思えます。

次の項目でございます。4 ページの 7 番でございます。「受取配当等の益金不算入制度の見直し」の項目です。受取配当については、その全額を益金不算入とすべきであるという要望でございます。連結納税制度の実施に伴い、財源、税源措置といたしまして、受取配当の益金不算入割合というものがありまして、それが 80%から 50%に引き下げられました。実質はこの部分については増税となっております。この部分について増税であることについて私ども特に意見を持っておりません。内容といたしまして納得ができないからでございます。受取配当等の支払う法人側においては、すでにこれは課税済みとなっているわけです。そうすると、今度は受け取った側においてもまた課税するということは二重の課税になっているのではないかと思われまします。益金不算入割合については 100%に引き上げることにより、こうした二重課税の状態をぜひとも改めていただきたい、このように思っております。

もう一点だけ最後、時間の制限がありますので、申し述べたいと思えます。6 ページの

11 番でございます。これは経済産業省固有のmatterではないと思いますが、1つ重要な点を私どもは書かせていただいております。「取引相場のない株式等の評価の適正化」でございますが、その理由の2つ目のパラグラフに、現行の同族関係者の範囲は民法の親族概念を採用しております。配偶者、6親等内血族、3親等内姻族となっております。これが現在の社会情勢に合致しているのかどうかでございます。私、6親等先の親族、全員知りません。また、事業承継税制というのが数年来の議論の結果、中小企業庁さんを中心にまとめました。この制度自体は非常によい制度であろうと思いますが、そこでもこの親族概念を採用しております。経済産業大臣の認定の取消事由に6親等先の、例えばその6親等先の親族が、例えば性風俗産業をやっている、こういう場合につきましては事業承継税制の認定が取り消されるということになるわけです。6親等先まで調べるのは現状の社会情勢にマッチしないと同時に、またプライバシーの観点でも問題になってくるのではないかと考えております。

以上、簡潔で少し早口でございましたけれども、日税連の要望のうち、主なものについて申し述べさせていただきました。

ありがとうございます。

高橋政務官 ありがとうございます。

それでは、質問を受けたいと思います。どうぞ。

松崎哲久議員 埼玉10区の松崎哲久です。

まずこの項目の番号で行きますと1番と5番に関することですが、5番の方で言うと160億円の減税効果があるという御説明がありました。そうすると、この1番の方の1000万以上5%をどこかでこうやった場合に、何千万で切るかという御提案があると思いますが、その場合に増税効果が、幾らだったらどのくらいあるのかということ伺いたいことと、もう一つは4番についての少額減価償却資産の取得価格を30万未満とした場合のこの減税効果を推定している数字をお持ちであれば教えていただきたい。

日本税理士会連合会 増減税の推計値というものは、できる限りのものを私どもは情報を集めておりますけれども、試算、推算できておりません。必要な資料等がありましたら当然できますが。

高橋政務官 そのほかに。

近藤政務官 よろしいですか。

高橋政務官 はい、どうぞ、近藤さん。

近藤政務官 近藤洋介ですが、3ページの6の交際費課税の範囲の見直しの件についてお伺いしたいのですが、これは範囲には2つあると思うのですが、上限を600万に、ちょっと数字はあれですが、引き上げるというお話と、10%ではなくて100%認めたらいいのではないかと、この2つの論があると思うのですが、そうすると上限の引き上げというよりは全額、100%認めるという、こっちの方が正しいと、こういうお考えだということによろしいわけですね。

日本税理士会連合会 400万円を600万円に上げましたのは、緊急経済対策の一環であろうと理解しております。そのこと自体についてはその是非はおきまして、制度の仕組みという場合は400万が正しいか、600万が正しいか、あるいはその真ん中の500万が正しいかではなくて、必要な経費につきましては損金が認められるべきであるという意味では10%部分についてより強く廃止をお願いしたいと思っております。

高橋政務官 どうぞ、北神さん。

北神圭朗議員 北神圭朗でございます。

これは日税連というよりは政務三役にちょっと注意をしていただきたいのは、相続税の話がきょう出ましたが、事業承継税制で前政権のときに我々もいろいろ意見を申し上げて、結局8割免税になった。そのときに減収額とかいろいろ出されたけれども、一方で今政府税調でどんな議論の状況になっているかわかりませんが、そのとき甘利元大臣が、革命的な改正だと、革命には常に反革命というものが伴うと私は質問でも申し上げたのですが、相続税の増税を財務省は考えているから、結局8割に免税をしても相続税自体を上げたら余り中小企業にとってはいい話ではないなということだけ、今後どういう議論になるかわかりませんが、そこをぜひ考慮いただきたい。

日税連さんはそれについてどうお考えか教えていただければ。

日本税理士会連合会 全体の税率をどのような構造にするのかについても当然興味は持っております。その結果、相続時において増税になる、減税になるというのは社会的に受けてきたサービスについてどのように還元するのかという議論に行き着く面もあると思います。それ自体、結果、増税になってもいいのかもしれない。もちろん、減税である方が望ましいと思いますが、事業承継税制というのは従前から農地と中小企業株式とのバランスがとれていなかったわけです。その部分につきまして同じような土俵にのったという意味では評価はしております。

高橋政務官 よろしいでしょうか、あと。

それでは、時間となりましたので、どうもありがとうございました。

## TKC全国政経研究会

高橋政務官 続きまして、TKC全国政経研究会の方からお願いを申し上げたいと思います。

TKC全国政経研究会 先生方、おはようございます。私ども、TKC全国政経研究会より参りました私、久田英詞と畑中孝介でございます。

私どもTKC全国政経研究会は約1万名の会員からなる任意の団体でございます。1万名の税理士及び公認会計士の有志からなる任意の団体でございます。昭和54年に成立されて以来、租税正義の実現、すなわち適正な納税義務の履行を図りながら、その上に立脚した中小企業の健全な発展を目指す、そのことを支援するために必要な税制、会計制度、中小企業政策、金融も含んででございますが、研究し、提言しておる団体でございます。本日は貴重な機会をいただきましたことをまずもって御礼を申し上げます。ありがとうございます。

これより各論を御報告させていただきますので、着座にて報告申し上げます。

お手元のペーパー、TKC全国政経研究会の報告は1ページから16ページでございます。この中で特にきょうコメントを付しておきたいことに限りまして報告申し上げたいと思います。

まず1ページ、第1番でございます。特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入という不条理と思われる制度を廃止していただきたいということでございます。趣旨は先ほど日本税理士会連合会・上西先生が御報告されたと全く同じ趣旨でございます。設立当初は会社法が改正になりまして1円株式会社ができる、節税目的のための法人なり、これを阻止するために役員給与の一部を損金不算入にするという制度でございましたが、今、金額の上限が大きくなりまして、この趣旨から離れたところでこの運用がなされておるということで、地域の中堅企業、雇用にも大きな役割を果たしている中堅・中規模企業こそがこの不条理な税制に苦しんでおるといふ現状を何とか解決いただきたいと願うことでございます。

続きまして第3番目、こちらは畑中から報告申し上げます。

TKC全国政経研究会 済みません、かわりまして、畑中から御説明をさせていただきます

ます。私は連結納税制度、組織再編等々、上場企業を中心として 10 グループのグループ税制に携わらせていただきました。きょうはその実務家の観点から御報告をさせていただきます。

連携納税制度は当初の導入目的にもありましたとおり、国際競争力の強化、組織再編の促進というものを目的として導入をされ、恐らく推計資料によりますと日本全体で約 3000 億円の課税上のメリットが発生をしている、減税メリットが発生しているのではないかと推計をしております。今般、グループ経営が非常に一体化をしてきている中で、企業会計も連結会計に移行した。その中で税制だけが単体というところで非常に課税上の齟齬が生じている部分というのが発生をしてきている、これが現状ではないかと思っております。

いわゆる組織再編と連結納税が一体であるべきというところで、グループ、長期の子法人の欠損金に関して組織再編税制では取り込みが可能に対して、連結納税制度ではすべてが切れ捨てられるというような課税上の弊害があり、子会社の欠損金ですと非常に額が大きくて、連結納税制度の導入に対して非常に企業側が足踏みをするという原因になっております。将来的にやはりグループ税制というものを考えたときに、そういった課税上の齟齬があるがゆえに導入が進まないということは、これはまさに先ほど言ったような競争力の強化であったり、組織再編につながるという部分のメリットがあるにもかかわらず、それらが阻害をされるということになりますので、そういった意味ではグループ税制、そしてまた連結納税制度の導入促進というものは日本にとって国際競争力の強化という観点も含めて非常に大きなメリットになるべきものがされないということがあり得るかと思えます。

そしてまた、具体的に実体験として我々が連結納税制度を導入したときにどういうメリットがあるかということになりますと、1 点目は課税上のメリット、これはもちろん課税上のメリットを目的として導入されるべきですので、課税上のメリットがあるというのが 1 点、もう一点は連結納税制度になりますと子会社の情報もすべて親会社側で集約をしなければいけないということになります。また、連結納税制度の場合には子会社が 1 つでも間違えると全体に対して影響するということから、グループ全体のガバナンスを強化をするという方向にならざるを得ないというのが実体験としてある。そうすると、課税上のメリットだけを目的として導入をした連携納税制度でありながら、副次的な効果としてグループのガバナンスの向上、そしてまた親会社の側にグループ全体の情報が集約化をされると

ということになりますので、親会社の視点が個別最適からグループ全体最適ということになり、いわゆるグループで今まで見えていなかった部分が見えてくるというところで、組織再編であったりということが非常に促進をされているという結果が現実としてあるということになります。また、連結納税制度を採用しているような企業に関しては、そのような形で全体最適というものをきちんと認識をしていくわけございまして、いわゆる有価証券報告書等の開示資料を見ましても、実効税率は日本が 40.69%で、8年から9年、OECDで一番高いと言われておりますが、そういった連結納税制度を導入している企業に関してきちんとコントロールをしている企業は約 30%前後になっているというケースが非常に大きいということが我々の実体験としてある。ということになりますと、タックスメリットともう一つはやはりグループ全体でのガバナンスというような効果、視点を国際競争力、結果的に国際競争力の向上につながるというメリットがあると思いますので、そういった意味ではちょっと生意気なことを言わせていただきますと、制度の導入を通じて実態に大きく波及をし、結果として国際競争力の強化につながるという可能性がある。そういった意味では連結納税制度とグループ単体申告制度というものの導入については促進をしていただくというのが非常に効果があるということになるかと思えます。

T K C 全国政経研究会 続きまして、2 ページ、4 番を御報告申し上げます。少し大きな話になりますが、5 番と関連いたします。これは我が国独自の制度、ある意味、文化なのかもしれませんが、そういったものをどこまで固有の制度として維持していくことがふさわしいことかというような問題提起というふうにお考えいただければと思います。

要望名としましては「国際財務報告基準 ( I F R S ) への対応」ということございませう。要望内容のところを少しかいつまんで読ませていただきますと、国際的な資金調達の容易化、あるいは海外展開する企業の会計基準を統一することによって財務報告の品質向上等々で企業の国際競争力の強化を図るという背景から、世界各国で I F R S の適用を義務づけるという動きが進んでまいっております。そういう背景の中で、我が国においては上場会社、しかも連結財務諸表に限ったところでこの適用を義務づけることが望ましいのではないかと考えております。この裏側には何を申し上げたいかと言いますと、連結財務諸表ではない個別財務諸表、いわゆる単体の財務諸表においてはこれの適用は極めて慎重になるべきだろうと考えております。ことに、個別財務諸表にこの国際財務報告基準の適用ということが現実になってまいりますと、どういう問題が顕在化してくるかという、我が国の 99% を占める中小企業にもこの会計基準がいずれ適用すべしという流れになっ

てまいります。現に今、国際会計基準審議会におきましては、中小企業版の I F R S がもう発表されております。無批判にこういうものを受け入れると、中小企業においてこれらを勉強する時間もない、また費用対効果のことも無視した中でこういったものの適用になってくると、本当に必要な会計が維持されるかどうか、極めて疑問になってまいります。我が国の中小企業においては国際的な基準を無批判に受け入れるのではなく、現に中小企業庁が旗揚げしていただきました中小企業会計に関する報告書を契機として、今、4団体で「中小企業会計指針」というものが発表されておりますので、これを我が国独自の会計文化として、もう少し実態に合ったものとして育てていくということが必要になるかと思えます。

それはおのずとどういうことにつながるかと申しますと、ペーパーの5番目でございます。我が国の法人税法におきましては、いわゆる確定決算主義と申しまして、会社法における株主総会で承認された決算書に基づいて所得金額を調整計算せよということになってきております。このことで我が国では会計と所得計算、税務の所得計算がうまく連動した文化が花開いております。そのおかげで中小企業も会計の必要性に目覚め、この会計は租税のための会計だけではなく、経営者自らの1年間の経営成績を振り返る指針としての会計の役割を担っているというふうに現場を回っている私どもとしては評価しております。結局、会計が外部投資家のない中小企業、すなわち利害関係者が極めて限られた、一番の利害関係者は経営者自身ではないかというふうに考えるわけですが、その経営者にとって正しい会計が報告されることによって倒産を未然に防止することができる。結局これは間接金融を主体としている我が国の経済社会の混乱を未然に防ぐという効果もあると思えますので、中小企業にふさわしい会計、それに則った税制度ということは極めて大事であり、我が国の財政基盤の確保にも関わる大きな問題だと思えます。会計の国際化、これはグローバルな企業には必然であります。中小企業においては慎重に、よく我が国の風土を踏まえたところで適用を考えていかなければいけないと考えております。

続きまして、3ページに参ります。7番でございます。巷間、納税者番号制度などと言われている制度の創設を提言いたします。もっとも、プライバシー保護には十分御留意いただきながら、社会保障番号と一元化した番号制度が有用ではないかと考えております。これは健全なる経済社会発展のインフラを築くという意味で大事だというふうに思っております。資産課税の適正化、あるいは現在普及している電子申告のさらなる推進、また外国人労働者の完全把握等々にも資することになりまして、課税の公平を期することができ

る制度だと考えております。

この納税者番号制度はこの8番にも関わってくると考えております。現在、電子申告は財務省管轄の国税の電子申告、それから地方税の電子申告は総務省管轄の電子申告センターということで、2つの電子申告のセンターがございます。これが1つの番号で管理されることによって、しかも電子申告センターが一元化することによりまして、現在、会社は給与を払っている報告を地方税の電子申告センターに報告しております。一方、個人の医療費控除等で還付申告を受ける給与所得者は国税の方の電子申告センターに源泉徴収票と同じ内容を入力して申告しております。同じ内容を2カ所、会社と個人が申告しておるわけです。報告先は別々です。結局、これによりまして、地方の自治体におきましては地方税のセンター、国税のセンターから紙でプリントアウトしたものを照らし合わせるという非常に電子申告とは相反する作業をしておるとというのが実態でございます。これらのセンターが一元化され、当然これは納税者番号制度という上に成り立つものというふうに考えております。

そのほか、限られた時間ですので最後、4ページの9番のこと、更正請求期間の延長制度、それから18番のところ、会社法に記載されたに適時に記帳する義務というものを税法にもうたっていただきたいということを特にきょうは申し上げまして、報告とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

高橋政務官 ありがとうございます。

それでは、質問を受けたいと思います。いかがでしょうか、どうぞ。

東祥三議員 衆議院の東祥三でございます。

I F R Sへの対応についての御意見を聞いていて、素朴な疑問をさせていただきたいと思うのですが、I F R Sというのはだれが、あるいはどこの国が中心になってこういう基準をつくらうとしているのか、日本がそういうところに入っていったいないのか、枠組みがどこかで決められてしまって、そして決められた後、日本、何とかしてくださいと、こういう話なのか、それからもう一点は、ちょっとお話を聞いていて、上場企業と非上場企業に、非上場企業はI F R Sには適用することはできないので別のものをつくれというのは、それはいつまでたっても日本の中小企業というのは国際的な競争力を持ってないということを前提にして言っているように思えてならないのですが、大事な角度は、やはり日本にすばらしいそういう風土なりそういうものがあるとすれば、それを国際的な基準

に持っていくためにはどうしたらいいかということで考えないと、今の現状を固定することになるのではないのかと、こういう危惧を私はお話を聞いていて持つのですが、いかがですか。

T K C 全国政経研究会 ありがとうございます。この I F R S につきましては後ほど御報告いただく公認会計士協会殿が一番御尽力いただいておりますので、少し私が申し上げるのもはばかられますが、私の理解の範囲でお答えさせていただきたいと思います。

いわゆる国際的な会計基準を設置する団体というのが I A S B、国際会計基準審議会というものがイギリス・ロンドンにあるというふうに承っております。我が国からも公認会計士の代表の方が常駐でそちらに行っておられるという理解をしております。ここでつくった会計基準を、世界中の証券市場を監督する権限を持ったところが、そこでつくった会計基準を採用しようというふうに決めたことが発端で各国が、我が国も含めてこの国際会計基準に着目するというようになってきた、そういう経緯があるというふうに理解しております。

当然、先ほど私は上場企業と未上場の企業というふうに区別しましたが、未上場の企業におきましても、これから公開を志向するような企業、あるいは中小企業でもグローバルに資金調達を図ったり、あるいは e コマースをやっていきたいような企業につきましては、任意でこれらの国際的な会計基準を適用することが当然望ましいと考えます。しかし、多くの我が国の中小企業は直接金融ではなく間接金融という実態から考えると、すべての金融商品の時価評価のみならず、有形財である製造業で使っている機械装置、あるいは棚卸資産まで時価評価することが本当に中小企業のオーナーの理解に資する会計になっていくかどうかということについて大きな危惧を持っております。理屈では必要ですが、それが経営者の破産防止のために会計があるという観点から行くと、理解できない会計はいささか少し時期尚早だろうと、大人の服を子供に着せるのはいかがなものか、似合う大人は着てください、似合わない子供は子供らしい服がいいのではないかと、これはちょっと不合理なたとえかもしれませんけれども、そんなふうに考えております。

ありがとうございます。

高橋政務官 ほかにいかがでございますか、よろしいですか。ないようでございます。

ありがとうございました。

T K C 全国政経研究会 ありがとうございました。

## 日本公認会計士協会

高橋政務官 では、続きまして日本公認会計士協会の方からお願いを申し上げます。

日本公認会計士協会 日本公認会計士協会の高田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

今回、会計士協会からは発表者は私高田と隣におります南波と二人で担当させていただきます。私の方で国内の税制関連の御説明、そして南波の方で国際タックスの御説明をさせていただきますと思います。

お手元の資料でございますが、経済産業省関連で要望させていただいた項目は 34 項目でございます。かなり範囲が広がっておりますが、これを全部すべて御説明することは到底不可能ですので、私の方で 2 点、重要なところを御説明させていただきます。あと国際の方はまた南波の方から絞って御説明があると思います。

まず最初の項目でございますが、1 番でございます。これは法人税に関わる問題でございますが、要望名は「会計基準の国際的統一化に対応し、損金経理要件を中心とする確定決算主義の在り方を弾力的に見直すこと」、次、要望内容までは読ませていただきます。

「我が国の損金経理要件を中心とする確定決算主義の在り方が会計基準の国際的統一化によって、大きな転換点に立っているものと考えられる。今後は上場企業に適用される会計基準や法制度を巡る論議を注視した上で、損金経理要件を中心とする確定決算主義の在り方を弾力的に見直されたい」。

以下、私の言葉で御説明をさせていただきますが、日本の法人税の課税所得計算と申しますのは、いわゆる確定決算主義というやり方を取っているわけでございます。確定決算主義というのは法人税法では明確な定義はされていないわけですが、一般には会社が株主総会等で承認をした決算の利益のもとに法人税法の特有の調整をして課税所得を計算するという内容であります。すなわち、基本となっておりますのは会社の決算の利益がもとであるということであります。それがいわゆる確定決算主義と呼ばれているものであります。この確定決算主義は非常に課税所得計算を簡便化する上で役に立っているものでありまして、それを放棄するということは今の時点では全く考えられないと思いますけれども、その確定決算主義の中で損金経理要件というのがあるのですね。損金経理要件というのはすべての項目ではありません。法人税法の中で指定されています。

その損金経理要件というのはどういう内容かといいますと、企業が会計帳簿の中で、いわゆる企業会計の中で費用または損失として経理をしなければ、法人税法ではそれを損金としては認めないという内容であります。具体的には減価償却であります。減価償却は法人税法で計算方法、それから耐用年数が定められております。具体的に今問題となっている1つは耐用年数であります。ほとんどの企業、それは上場会社も中小会社も含めて法人税法の耐用年数省令という、耐用年数で減価償却をしているのですね。企業会計にもそれを採用して、かつ、それがそのまま課税所得計算に結びつけられるということでもあります。この法人税法の耐用年数というのは非常に画一的に決められているわけで、いわゆる課税の公平の点からは非常に役に立っているわけです。しかも、簡便であります。

ところが、最近大きな問題が生じてきました。それはどういうことかということ、先ほどから幾つか話がございしますが、いわゆる会計基準の国際化であります。国際化の典型としてはIFRS、国際財務報告基準、これは今、世界で100カ国を超えて導入がされている、ないしは導入を表明している、急速に広がっている会計基準であります。日本では、6月の16日だったと思いますが、企業会計審議会の企画調整部会で答申書が出まして、日本では来年の3月期から、2010年の3月期から任意適用を認める、上場会社ですが、任意適用を認める。強制適用につきましては2012年にその判断をする、2012年に強制適用の判断をする。ただし、時期の想定がある程度書かれておまして、2015年または16年が適当であろうという趣旨の答申書がことしの6月に企業会計審議会から発表されております。

こういう状況ですと、いわゆる日本でも国際財務報告基準、IFRSを導入することがまず確定しているわけですね。時期の多少のずれはあるかもしれませんが。それはただ課税所得計算を計算する個別財務諸表ではなくて連結財務諸表のみを対象にしているというのが今の流れであります。個別はまだはっきりしません。ただ、そういう流れの中で、やはりIFRSを、IFRSというのは国際的に認知されているわけですね、急速に。そうすると、日本では今、強制適用はされていないけれども、それを先取りして適用している会社が出てきているわけでありまして、上場企業ですが。日本の基準と齟齬があればそれはできないわけですが、日本の基準と齟齬がない範囲で適用している会社があるわけですね。例えば、先ほどから申し上げている減価償却がわかりやすいと思いますが、IFRSでは減価償却は経済的耐用年数であります。企業が独自にその使用状況等を判断して耐用年数を決めます。特に、国際的な企業は財務諸表は海外にもありますので、その耐用年数をい

わゆる経済的耐用年数でやっている企業が増えてきているわけでありまして。そうすると、先ほどから申し上げている法人税の耐用年数等々と齟齬が出てくるわけでありまして。

具体的に問題となるのは、企業が採用した経済的耐用年数が法人税よりも長い場合、そうすると、当然に企業の減価償却費というのは法人税法が認める償却限度よりも小さくなるわけでありまして。そうすると、そこで問題となってくるのが損金経理要件といいまして、例えば企業が正しいと思った、自分で判断した減価償却費が 1000 円だとする。しかし、法人税法で定める耐用年数ないしは計算方法を採用した場合にはそれは 2000 円まで認められる。そうすると、企業は財務諸表では 1000 円、でも課税所得は 2000 円だけれども、損金経理要件というのがあるがゆえに、その 1000 円の枠は法人税法上損金にならないのですね。あえて課税のメリットを放棄するわけでありまして。という問題が 1 つ。それからもう一つは、逆に税務上のメリットを目一杯享受するためには、逆に企業会計を弱めなければいけないわけですね。これはいわゆる逆基準性と呼んでおりますけれども、その問題が最近生じているわけでありまして。

ですから、ここで申し上げたいのは、確定決算主義は確定決算主義でいい、十分メリットがあると思います。ただし、この損金経理要件というのはやはり見直していただきたい。なぜ企業会計でそこまで経理要件を課さなければいけないのか。いろいろな論文をひもとくといろいろなことが書いてありますけれども、どうもピンとこない。一般的に言われておりますのがいわゆる企業が課税所得計算で恣意性が介入するとかということを書いてあるのですけれども、恣意性の介入は法人税法で今のように枠を決めればいいわけであって、その枠までは申告調整で対応するようにすればいい、それで十分そういう課税の公平だとか恣意性というのは回避できるだろうというふうに考えています。

ですから、今は減価償却のお話をしましたが、これから連結に対して I F R S が導入されることはまず間違いありません。I F R S に追いつくべく今は会計基準のコンバージェンスというのが進められています。それは国内基準の改正でありまして、できるだけ、I F R S の全面的導入とは別に日本の会計基準というのはどんどん、どんどん I F R S ベースになっているのですね。そうすると、減価償却だけではなくてこういう問題がやはり生じてくるわけでありまして。ですから、この損金経理要件というのはやはり見直していただきたいというのがこの要望であります。ちょっと長くなりましたが。

次に参ります。2 番、特殊支配同族会社、これはもうほかの団体様が十分御説明されておりますので、御説明は省略させていただきますが、これはぜひ廃止をしていただきたい。

平成 18 年に導入されたものでありますが、私の聞くところによりますと、政府税調では一切論議がなかったというふうに聞いております。ある財務省出身の方から聞いております。抜け駆け的に導入されたものであります。

次の御説明の内容は、ちょっと飛びますが、13 番の連結納税のお話をさせていただきます。ページは 14 ページです。番号は 13 番であります。「連結納税制度において、次の点についての規制を緩和し、企業の組織再編等の活動を妨げることのないようにすること」という内容であります。4 つ内容を示しておりますが、連結納税は平成 14 年に導入されていわゆる 100%の親子関係のグループ会社は各会社ごとの所得を通算して納税を計算することができるということで、メリットは損を抱えた子会社であればそれを通算できますので、グループ会社としては非常に有利になるという趣旨であります。しかしながら、この導入の当時、財政の状況がかなり悪かったということで、幾つか制限が設けられているのです。その制限を廃止してくれという内容であります。

まず 1 つは ですが、連結法人、いわゆる子会社です。子会社の連結の適用・加入前の欠損金の持込制限の緩和。これは通常の単体の納税であれば欠損金が出れば 7 年間、それを繰越控除できるわけですが、ある子会社がまだ 7 年たっていない欠損金を抱えていたとして、その会社が連結納税グループに入ると、子会社の欠損金はなかったものとみなされるわけですね。ですから、これがかなり連結納税の普及の妨げになっているということでもあります。とりわけ、平成 18 年度税制改正で導入された「適格株式交換」により新たに加入した法人の持つ欠損金を、連結欠損金として取り扱うことということで、いわゆる 100%親子関係をつくる方法としては株式交換、これは既存の会社を親会社にする方法ですが、それからもう一つ、株式移転という方法があります。これは新設の親会社をつくるということですが、それで親子関係ができた場合の子会社の欠損金ですが、適格株式移転の場合は認められているのですが、適格株式交換の場合はなぜか知りませんが、欠損金の引き継ぎが認められていない。これは同じように取り扱ってくれという内容であります。適用・加入時において、「自己創設の営業権」については、時価課税の適用除外であることを明確にすること。これはやはり子会社が連結納税グループに入るときに、時価評価資産については評価損益を計上している。単体納税を清算する観点から子会社については子会社の固定資産を中心として時価評価をして、それで課税関係を結合して連結納税に入りなさいという規定になっていまして、その中で子会社が無形のいわゆる「のれん」を持っている場合に、それが課税されてしまうと子会社にとっては非常に負担になる

わけですね。それが条文上読み取れなくて、実態としてはまだ課税された例はないようですけれども、それを明らかに除外するような規定を設けてくれというのが結構我々の仲間から強かったものですから、この趣旨を入れております。

連結法人間で支出した寄附金の額については損金算入を認めること。これは先ほどTKCさんの中でもお話がありましたが、連結のグループ内での寄附金は一切損金としては認められませんので、それを認めてくれという内容であります。

以上、国内の方から3点、私の方から御説明させていただきましたので、次は南波の方から、国際的なタックスのお話をさせていただきます。

日本公認会計士協会 日本公認会計士協会の南波と申します。国際租税関係の御要望事項は全部で10個あるのですけれども、そのうち特に最近問題になっている部分、日本企業の国際進出、あるいは海外進出、そういうところに関連する法人税の話をしていただきたいと思います。昨今の日本企業の活発な海外進出等のそういった企業行動を阻害するような可能性のある法人税の部分につきまして、改正ということもあるのですけれども、より一層の整備をお願いしたいということでございます。ページ数で言いますと31ページ、項目30でございます。

項目30、31ページですけれども、どういうことかと申しますと、国外で海外子会社等が合併等の組織再編を行った場合の、我が国に在住する株主、つまり日本の会社ですね。日本親会社株式に係る課税関係の規定を明確にしていきたいということでございます。現在の日本の法人税制において、合併、分割、あるいは株式交換、こういったいわゆる組織再編を行う際には、所定の税法上の要件を満たすことによって税法上の適格再編、適格合併、適格分割等の適格再編ということになれば、当該再編の株主さんには課税は一切生じないのです。そうであれば、例えばこういった合併等が海外の子会社、あるいは兄弟会社等で海の向こうで行われた場合に、では日本の親会社、つまり株主さんにとってはどのような課税関係が生じるのか、生じないのかということを経営者さんには判定しなければいけません。そのとき、もちろん日本の親会社の課税環境を見るわけですから、日本の法人税法を適用しなければいけません。ただ、何分、海の向こうの再編、合併とか分割とかです。これは海外の会社法、あるいは法制度、税制度は日本と違いますので、なかなかこれをうまく適用することが、現行の税法からは難しい。適格合併、要するに非課税合併の要件をどのように適用するのかについて現行税制では若干不明瞭な部分がありまして、結局、日本の親会社の方で課税が生じるか否か非常に不明、あるいはわからないケースが多いわけで

す。つまり、日本の国際企業にとってそういった将来の税負担にかかる予測可能性がある部分、低下している状況があるわけです。つまり、こういった予測可能性が非常に低い場合には、ある場合においては企業の国際再編、あるいは海外進出行動等を阻害する可能性もあるかもしれないということなのですね。ということで、要望内容としては、日本の会社が海外の子会社、兄弟会社等の組織再編、合併等を行った場合に、日本の株主、日本の企業における課税関係の取り扱いについて明確な規定、あるいは整備をお願いしたいということが、これが最初の論点でございます。

続きまして項目 32、33 ページでございます。これはタックスヘイブン対策税制について、外国関係会社の税負担率の計算上、一定の非課税所得に係る取り扱いを明確にしていたいただきたいという要望なのですが、現在、日本の税制にタックスヘイブン対策税制、外国子会社合算税制というものがございまして、これは一言で言いますと、海外の低課税国に置かれている自身の子会社、孫会社等に留保されている、要するにそこにたまっている所得について、日本の親会社の方でその所得を認識して、そこで日本の親会社でその部分の留保取得に関して法人税をかけていきたいと思います、こういう税制なのですね。そのような海外の低課税国に所得を留保するような行動にブレーキをかける、こういった目的等あるのですが、こういった税制なのですね。これは非常に適用されると日本の会社、結構大きな課税が生じます。

このタックスヘイブン対策税制が対象となる海外の会社というのは幾つか条件はあるのですが、一番大きな条件というのは、その海外当事国における税負担率が 25% よりも下回るということなのですね。実質の税負担率です。この実質の税負担率は分母にその子会社の所得を持ってきて、分子には実際にかかっている法人税を持ってきて、実効税率が 25% を超えるか否かで判定するのですが、この分母には非課税所得というものを含まなくてはならないとなっております。この非課税所得というものがその海外子会社で発生している場合には、この分母が下がって、この 25% 法人税率基準の最終的な数値が 25% を切ってしまうことがあるのです。この場合には日本で日本の親会社において法人税課税が起きる可能性が非常に高まります。ですから、この非課税所得なるものに該当するか否か、その当事国の子会社の所得のうち、非課税所得に何が該当するか否かというのは非常に重要なのです。ところが、この非課税所得の現行税法における定義づけ、あるいは種々の解釈論が錯綜しておりまして、ここも非常に不明瞭であるということでございます。この非課税所得の定義づけ解釈が曖昧であるということは、やはり先ほども述

べましたように、企業の将来の法人税負担に係る予測可能性が非常に損なわれる可能性が大きいです。となると、海外に子会社等を持っていらっしゃる日本企業の方の海外進出や海外再編を阻害する、要するに、そういった予測可能性が低いとそこで躊躇する、あるいはやめてしまう、そういう極端なケースがあるかどうかわかりませんが、そういったケースが非常に散見されます。

ということで、最後に要望事項としては、最初に戻りますけれども、タックスヘイブン対策税制において、この外国関係会社の税負担率の計算上、この25%か否かという計算上の非課税所得、これは非常に大事なファクターです、この25%基準の計算をするに当たって。ここの部分の非課税所得に関する取り扱い、解釈等を税法上の条文において明確にさせていただきたいということでございます。

以上です。

高橋政務官 ありがとうございました。

それでは、質問の方をお願いします。どうぞ。

松崎哲久議員 松崎哲久です。

さっきのIFRSの件なのですけれども、100カ国以上で採用されている、これは外国の場合には上場会社ということなのかどうかということと、もう一つぜひ伺いたいのは、先ほどTKCさんの御提案で、日本の場合にはそれは非上場には適用しないという提案をされていますけれども、そのことについてどういうふうに思われるか。

日本公認会計士協会 まず諸外国に関するIFRSの適用状況ですけれども、上場会社でしかも連結というのがほとんどであります。個別財務諸表は多分課税所得の関係があるので、自国の会計基準を使っているケースがほとんどです。

それから2番目の中小企業に対してIFRSをどうかということは、先ほど衆議院の方がおっしゃられましたけれども、非常にそれは話としては筋が通る話で、やはり中小企業をひとかたまりにして取り扱うのはちょっと乱暴だと思いますし、でもやはりTKCさんもおっしゃいましたけれども、中小企業というのは上場会社に比べまして非常に経理の人材というのは少のうございますので、難しいことをやってもそれは受け入れ能力もないし、できないというのも事実でありますから、これから伸びていく会社はやはり自分たちで勉強して適用するのが望ましいというふうに思います。

以上であります。

高橋政務官 では、北神さん。

北神圭朗議員 北神圭朗でございます。

連結納税について、連結法人間で実施された寄附金の額について損金算入を認める、確かにこれは企業としてはうれしい話になると思うのですが、大体、連結法人間で寄附金を渡し合うというのは具体的にどういう例があるのですか。これは要は租税回避に使われるのではないかというふうに思うのですけれども、私の想像で理解できないので。

日本公認会計士協会 全部それを認めると行ってこいになってしまいますから租税回避ということが出てくるのでしょうかけれども、単体納税と同じように枠を決めて、同じ取り扱いをして、その枠を超えた場合には課税をするというようなことをこれは想定しているのですけれども。

北神圭朗議員 具体的にどういう例があるのですか、連結法人間で寄附をするというのは。

日本公認会計士協会 業績悪化している会社があって、それを援助するような場合に、親子間でなくても、それは受入先に再建計画とかきちんとしたものがないと税務上は寄附金になってしまうのですね、出す方は、資本関係とかなくても。ですから、あえて自分で寄附金ということはないと思いますけれども、税務上、認定寄附金としてみなされてしまうケースの方が多いと思います。

高橋政務官 ありがとうございます。

では、時間が参りましたので、ありがとうございます。

日本公認会計士協会 どうもありがとうございました。

#### 炭素税研究会

高橋政務官 続きまして、NGOとして炭素税研究会の方からお願いを申し上げます。

炭素税研究会 ありがとうございます。私、炭素税研究会の足立治郎と申します。同僚の小野田です。

私どもの研究会は気候ネットワークとかWWFジャパンといった環境系のNGOの方々も参加している研究会で、私自身は「環境・持続社会」研究センター、略称JACSESと申しますが、その事務局長をしております。本日は地球温暖化対応のための税制改革という観点から要望を出させていただきたいと思っておりますが、私どもの団体で実は財務省NGOとの定期的な協議というのを……。

高橋政務官 どうぞお座りください。

炭素税研究会 いいですか、済みません、では、失礼します。

1996年からさせていただいてまして、そのときに実は、これは国際局とODA関係でやらせていただいているのですが、実はここにいらっしゃる東祥三先生に私どものスタッフの齋藤友世という者が大変お世話になって、その東先生の御尽力でこういった定期協議ができて、その後、我々も事務局として十数年ですか、やらさせていただいて、本当にその節はお世話になって、どうもありがとうございます。

それで、本日は気候変動のための税制改革、先ほど冒頭おっしゃられていたように、私どもは前政権で環境部会等でいつも税制要望を聞いていただいていたのですが、こういった公開の場で、しかも経済産業系の方々を前にしてこういった要望をさせていただくということは、本当に政権交代の力だなと思って大変感銘を受けております。

そうしましたら、中身に入らせていただきます。まず概要としまして、私どもの資料は2つありまして、この1枚ペラのものとは提案の詳細というものがあありますが、まず私どもの要望は3点ございまして、地球温暖化対策税、炭素税、環境税、その導入というものと、石油石炭税の改革、そして自動車燃料諸税・自動車諸税の改革、この3点を要望させていただいてございまして、その全体像につきまして最初にお話をさせていただきたいと思っております。

これはこの1枚ペラのもの「要望目的 期待される効果」に書かせていただきましたが、もちろんCO<sub>2</sub>排出削減効果ということ、導入を掲げていらっしゃいます国内排出量取引制度というのは基本的に大規模排出源対策ですから、それ以外の部分についてもやはり環境税を入れていかなければいけないということと、これも制度設計を工夫することによって経済・雇用活性化につながっていくだろうということと、そういう効果、3点目に化石燃料輸入量の削減、エネルギーセキュリティを向上できるといった意味でも温暖化対策税を導入していただきたいというのが1点です。

それとともに、経済産業省さんが所管されています石油石炭税、これが実は化石燃料全体に課税されているものという意味では本来、炭素税というものはCO<sub>2</sub>排出に対して課税していくものですから、ガソリン諸税だけではなくて、化石燃料全体に課税していかないと課税の公平性がないという意味では、化石燃料全体に対して新税として環境税を導入するということもありますが、この石油石炭税を改革しながら導入していくというやり方もあるだろうというふうに思っております。

その際に、現在の石油石炭税を見た場合に、石炭からのCO<sub>2</sub>排出量がかなり急増しているわけですが、石炭と石油と天然ガスの課税率を見た場合に少しゆがみがあって石炭課税が低いのではないかという意味では、石炭課税を強化していくということをしなから、この石油石炭税の課税標準にCO<sub>2</sub>排出量を組み込みながら環境税化していくということも一案ではないかというふうに考えています。もちろん、ただ、今現状の民主党政権の課題としましては、自動車燃料諸税を、その暫定税率を25円下げるということを一応公約にされてきているわけで、その際に我々NGOは、大変恐縮ながらそういったものは地球温暖化防止と非常に逆行するということで、できれば考え直していただけないかという提案もその下にさせていただいております。我々としますと、今の経済雇用状況の中で減税をしていくということは確かに必要性は考えられるわけですが、その際にはここに書いてありますように、CO<sub>2</sub>排出と直接関係ない社会保険料とか所得税、法人税とか、その他の減税をできれば変えていただいて、何とか、財政赤字もかなり深刻化していますので、自動車燃料諸税の暫定税率廃止というのは見直していただけないかということが希望としてあります。

ただ、もしそれがなかなか難しい場合には、同時に環境税を導入していただくということとをまずぜひ押していただきたいということと、その際に、まず、ですから自動車燃料諸税だけ環境税化していくということがもしかしたらステップとしてあるかもしれませんが、その後、やはりその他の自動車の燃料以外の石油製品等にも課税していくということも、これも経済影響等がありますからゆっくりと考えていかなければいけない課題かもしれませんが、そのあたりは国際競争等も考えて、今後、経済産業を掌っている皆様がリーダーシップを発揮しながら課税全体を変えていただきたいというのがまず概要でございます。

少し制度設計の中身について我々提案していますので、この提案書の方のまず4ページを見ていただきまして、課税面なのですが、課税対象ですけれども、工業プロセスからの排出とかプラスチック類などの原材料等に関してはこれは海外でも非課税になっていますので、まず非課税になるのかと。あと、鉄鋼原料炭、こういうものも海外で非課税になっていますので非課税にしていくといったような配慮措置が必要かというふうに思いますが、それと同時に、やはりこれはヨーロッパ諸国は環境税が入っているのですが、その他の国には入っていないので、国際競争上、便宜措置というのは考えなければいけない。このあたりは、きょうは詳細御説明する時間はありませんが、基本的な考え方として国際競争にさらされている産業、そして激変が考えるエネルギー多消費型産業等については、やはり

軽減措置を工夫しながら、環境税を導入していくという形が必要なだろう。

その際に、今検討されようとしている国内排出量取引制度というもののやはり関係性がかなりあるのだろう。そこにつきましては、実は我々もかなり議論してきてまして、1つは国内排出量取引制度の対象になるところについてはもう課税対象から除くという考え方、もう一つはそうではなく、イギリスのように抜きはしないで、80%軽減してあげて20%課税するとか、そういった考え方もある。その際の、これは非常に難しく、私はこれは両方正しいかもしれませんが、もっと詳細な検討が必要ではないか。つまり、現在でも世界でトップランナーを走っているような業界さんとか企業さんに対しては排出量取引制度のキャップを工夫しながら、環境税についてもちゃんと課税しないということもあるかもしれませんが、しかしながら、一方で排出量取引制度については国内だけではなくて、海外のキャップを勘案していかないと、排出量取引制度というのは金銭の授受が伴いますから、そういう意味では海外の企業につくキャップと国内の企業につくキャップが余りにも差があると、海外にお金だけ行ってしまうみたいな形になりますから、海外との国際競争もそうなのですが、海外企業にどういうキャップがつくかというのは全くまだ考えられていないので、そういった観点から考えていくと、なかなか厳しいキャップをかけていくということは難しいかもしれない。そういう観点では、やはり緩いキャップとか、余り効果が薄いようなキャップがつかないように制度工夫しなければいけないのですが、そういう意味では世界トップランナーレベルのキャップがつかないような業界さんに対してやはりある程度課税していくとか、そういった工夫が必要なだろうと、ちょっとその辺は詳細なのですが、どちらにしても国内排出量取引制度と環境税の課税と軽減も含めたポリシーミックスというものをしっかりと、この経済産業政策としてぜひこちらの部会で御検討いただけないかということです。

また、税収使途に関しましてなのですが、これも我々はもちろん25%という野心的な目標を達成するために、温暖化対策税の税収を温暖化対策に充てていくということも非常に重要なのですが、しかしながらその税収が自動車燃料諸税だけで2.7兆円とかそういう形になり、そしてさらにこれからその他の化石燃料に課税していくというかなりの税収になってくる可能性がある。そういう意味ではそれを全部温暖化対策に使うということは使い切れないかもしれない、それでいいのかという意味では、例えば産業政策としてヨーロッパでは環境税の税収の一部を法人税や社会保険料、企業の雇用保険料といった形で返すというやり方もあるわけですね。そういう意味ではそういった制度的な工夫、ここはそ

の他の税の減税みたいなところはここではなかなか難しいかもしれませんが、やはりここがリーダーシップを取って、そうした税制の税収と使途の部分の全体的な制度設計についてぜひ御検討いただいて、税収中立型の制度の検討も含め、もちろん税収の一部を温暖化対策に充てるというのは非常に賛成ですので、そういった検討をしていただきながら経済政策、そして低所得者対策等を考えれば、所得税や個人向けにも返していくといったようなことも含めた制度を御勘案いただけないかということです。

最後に政策プロセスなのですけれども、私も実は前政権の経済産業省の方で地球温暖化対応のための経済的手法研究会という排出量取引と環境税と全体としてどういうふうに検討していくかという研究会の委員などをさせていただいていたのですが、今申し上げたように、環境税と排出量取引というのはある程度セットで考えていかないといけない部分もあって、そういう意味でこちらで経済産業政策として税制や排出量取引その他の政策を全体としてどのように制度構築をしていくのかということ等やはり考えていただいて、その際に、前政権で設置されたものですけれども、先ほど申し上げた研究会等も活用していただいて、ぜひ適切な制度を導入していただきたいということでございます。

以上でございます。

高橋政務官 ありがとうございます。

それでは、御質問の方をお願い申し上げます。

東先生、よろしいですか。

東祥三議員 はい。

高橋政務官 よろしいですか。

ないようでございますので、ありがとうございます。

安藤 裕

高橋政務官 続きまして、これからは個人の方になります。

まず税理士の安藤さんの方からお願いを申し上げます。

安藤 税理士の安藤と申します。本日は発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。着席させていただきます。

高橋政務官 どうぞ。

安藤 先ほど来お話に出ております特殊支配同族会社の役員報酬の損金不算入について

の話なのですけれども、業界の重鎮の方々からは廃止という話で要望が出ておりましたけれども、当然私も廃止という方針には現状は賛成でございますが、適用除外条件を一部変更することによって存続させることにも意義があるのではないかと思いますので、ちょっとそのあたりについて意見を述べさせていただきたいと思います。

最初に申し述べたいのは、特殊支配同族会社と言うと数少ない特別な会社のように聞こえますけれども、そうではありません。適用を受けている会社は株主イコール社長のオーナー企業であって、日本の中小零細企業はほとんどが株主イコール社長のオーナー企業ですから、実際は普通の中小企業の社長の給料の一部について損金不算入とする制度であることができます。この制度が導入された理由は、オーナー社長の給料の給与所得控除相当額は法人の所得計算においては給与として支払うことによって損金に算入され、なおかつ個人の所得計算においても給与所得から控除されるため、この部分について経費の二重計上になってしまうということによるものです。しかしながら、この給与所得控除相当額が二重控除になってしまうという現象はただオーナー企業の社長の給料についてのみ発生している現象ではなく、すべての企業で働くすべての人のすべての給料について発生している現象です。にもかかわらず、オーナー企業の社長の給料についてのみ問題視するということはとてもおかしなことです。

ところで、この給与所得控除という制度は給与所得者の必要性費の概算計算という意味合いで設定されているものですが、概算経費としてはかなり大きな金額が設定されているというのが実情だと思われます。これについては平成 17 年に政府の税制調査会から出されています「個人所得課税に関する論点整理」においても指摘されているところです。しかし、この給与所得控除を見直すという論点はすべての給与所得者に関わる大きな問題であり、早期に結論を見出すことはできないだろうと思われますし、実際の見直しには政治的な御判断も必要でしょう。ただ、現在は給与取得控除自体は適正妥当であるという前提で議論をしなくてはなりません。給与所得控除が概算ではあるが、経費としては適正であるからこそ所得計算をする上で控除することが認められているわけです。そう考えると、給与所得控除相当額が法人の計算においても個人の計算においても控除される二重控除であるという理論は成り立たなくなります。したがって、理論上はこの特殊支配同族会社の業務主宰役員報酬の損金不算入という制度は廃止されてしかるべきであろうと考えられます。

しかしながら、給与所得控除額は実際は実額経費としては大き過ぎるし、この仕組みを

使った租税回避行為も予想できるところです。1つ例を挙げますと、例えば個人で営業しているある人が1年間に1000万円をかせぐとします。この人が個人事業者として個人所得税を申告すれば、当然1000万円に対して課税をされます。ところが、この人が法人を設立をして法人として1000万円稼ぎ、その法人から役員報酬として1000万円をもらう形にするとどうなるでしょう。法人としては1000万円の収入があっても、役員報酬を1000万円支払いますから、利益はゼロ、当然、法人税はかかりません。そして個人の方では1000万円の給料に対しては220万円の給与所得控除が認められますから、課税所得は780万円になります。このように個人から法人に形態を変更するだけでこれだけ課税所得を圧縮するということが可能になります。こうしたことに対応するというのも政府としては必要なことでありましょう。したがって、この規定の適用対象会社は実態は個人事業者であり、単に給与所得控除を使った節税を目的としている会社にできる限り絞るべきであり、一般常識から見ても会社として経済活動を行っていると思われる会社は適用除外とするべきであろうと考えられます。

ところが、現在の適用除外条件はこの目的を全く達成していません。実際に適用を受けている会社はこの規定が導入される以前から存在している普通の中小企業で、きちんと年間1600万円以上の利益を上げている会社のみということになっています。1600万以上利益を上げるということは大変に立派なことであり、こういう会社は世の中にきちんとしたサービスを提供して利益を上げ、従業員を雇用し、当然納税もしています。まさに日本経済の根幹を支えている会社です。その経営者は恐らく借入があれば当然のごとく個人保証し、まさに全財産をかけて、命がけで経営に当たっています。こういう会社の経営者に対して、あなたは会社を給与所得控除を取るという節税目的のために設立しているのですねと決めつけて増税するというのは余りにも失礼であって、理不尽な話です。

しかし、先ほど申し上げたような個人と法人の形態の違いのみによって課税所得が変わってしまうということの弊害も認識をせざるを得ません。したがって、早いうちに給与所得控除がどうあるべきかということを始めとする個人課税のあり方についての議論を始めていただきたいと思います。しかし、結論を得るまでには時間がかかることが予想されますので、それまでの期間、法人と個人の形態の違いのみによる課税上の不具合を調整する目的でこの規定の適用除外要件を次のように変更することを要望というよりも提案をするものです。

すなわち、年度末において社会保険及び雇用保険に加入していること、そして社会保険

及び雇用保険に加入している同族以外の従業員が2名以上いること、現在の適用除外条件を廃止とする。この趣旨は、形式的には法人ではあるが、各種保険にも加入せず従業員も雇用していない法人については、一般常識に照らしても実態としては個人事業と認められるので、個人事業者と同じ課税所得となるように社長の役員給料のうち給与所得控除相当額は損金不算入とします。もしこの規定の適用から外れたいのであれば、社会保険に加入して、従業員を雇用してください。そうれば一般常識から見ても立派な会社なので、この増税規定は適用しません。雇用促進と福利厚生充実のための減税にもなりますという趣旨です。このような規定にすることによって、単に形態を変更するだけで課税所得を圧縮する租税回避行為を防ぐことができ、また社会保険の加入と雇用の促進をすることができると考えられます。

なお、要望書には同族以外の従業員を2名以上というふうに記載をしましたが、大変な状況となっている昨今の雇用情勢や経済動向を見ると、これは1名以上と条件を緩和してもよいかもしれません。

最後になりますが、本来、会社というものは雇用を生みだして社会に必要とされるサービスを提供して、利益を上げ、納税することによって公器として認識されるものだろうと思います。税制には納税者が本来あるべき方向に向かうように動機づける力があります。ぜひともその力を正しい方向に使っていただき、現在のような不当な増税規定は早急に廃止をしていただけますように要望するものです。

以上です。

高橋政務官 ありがとうございます。

御質問を受けたいと思います。いかがでございましょうか。では、松崎さん。

松崎哲久議員 松崎哲久です。

御趣旨はわかるのですが、そうすると給与所得控除の、先ほどの最初の団体のあれで所得要件をつけたらどうかというのがありますね。だから、どちらを取るかという話になると思うのだけれども、給与所得控除に所得制限をつけるということについてはどう思われますか。

安藤 先ほど言われていた趣旨は所得制限をつけるということではなく、1000万以上の部分については給与所得控除を認めないという話なので、それも含めて、給与所得控除という金額がそもそも妥当なのかどうかという話をするべきなのだろうと思います。

高橋政務官 よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

友廣 和典

高橋政務官 続きまして、友鉄鋳業株式会社会長の友廣さん、よろしく申し上げます。

友廣 私は広島市の方で鑄造、鉄鑄物のメーカーの経営に当たっております友廣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

高橋政務官 どうぞお座りください。

友廣 座って、失礼させていただきます。

本日の要望は2点ほどございます。1点は事業所税の廃止または中小企業の減税、算出方法の改善ということが1点、もう一点は償却資産課税、これの簡素化という2点について要望させていただきたいと思っております。

まず事業所税の方ですが、これは30万人以上の都市部にのみ課せられる不公平性に加え、事業に供する土地、建物に比例して課税されるこの事業所税の非課税、事業所税自体の廃止、または地域を支えるいわゆる中小企業は非課税にするということを要望しているものです。または、これができなければ税額の計算方法の改善、例えば売上に応じて税額を算出するなど理にかなった算出方法を要望しております。事業所税というのは30万人以上の中核都市において一定規模の面積、これは1000平米以上ですが、これに対し、毎年平米当たり600円を事業所税として納入する、また従業員が100人以上の事業所というのは給与総額の0.25%を地方自治体に納税するという非常に高額な税金であります。これが経営を圧迫しております。特に広い面積を使って多くの人を雇用している事業に対して、これは都市部では非常に経営が行いにくくなっております。ちなみに、我が社では概算ですけれども、今、20億の売上に対して毎年七百数十万の事業所税を納税しております。

我々の銑鉄鑄物業というのは鉄を溶かして、それを鑄型に注入し、これを早くても24時間、大きい、1個が5トンを超えるような大物になりますと1週間以上も建物の中で自然冷却をしておかなければなりません。すなわち、広い建物が必要でありまして、面積当たりの生産性、あるいは面積当たりの売上というのはほかの業種、例えば小売業などに比べますと非常に低いかわかりませんが、これはこういうものづくりの事情による

ものでございます。こういう税金があるために我が業界、この銑鉄鑄物という業界になりますけれども、同業界では工場を広島市ではなくて郡部に設置するという例が何社もございます。

また、弊社が位置している現在の工場は、いわゆる広島市は政令指定都市でありますので、広域合併で非常に市街地から離れております。市街地から約 30 km 離れておりますが、それでも政令指定都市の中に入っておりますので、工場の立地としては山と田畑ばかりで非常にある意味環境はいいわけですが、それでも都市部と評価されて同じように都市部の事業所税が課税されてしまうということが今起こっております。昨今の自治体合併が今非常に進んでいますので、中核都市に編入されますとこの事業所税が自動的に課税されてしまうということで、我々の業界にとっては非常に打撃になるというふうに考えております。

目的、期待される効果なのですが、我々の鑄物というのは日本の得意とする機械産業、特に工作機械であるとか自動車産業であるとか、こういう工業製品の基礎基盤産業でありまして、サポーターリングインダストリーというふうに位置づけされております。我々の仕事というのは長年蓄積された鑄物製造技術というのは、私は「技術・技能蓄積型オールド産業」というふうに考えております。これは「日本の宝物」として、いわゆる先端産業というものもありますが、これとは一線を画す必要があるというふうに思います。この鑄物製造技術というのは一朝一夕にできるものではなくて、100 年以上の長い間に確立された技術もたくさんございます。熟練した作業者になるには早くても 10 年かかります。難しい仕事になると 20 年以上の経験と知識が必要なそういった仕事であります。こういうサポーターリングインダストリーあればこそ、最先端の精密機械であるとか、あるいは自動車であるとか、そういう生産ができるというふうに自負をしております。我々、縁の下の力持ち的な存在のこのオールド産業があってこそその日本のものづくりの健全な構造ができるというふうに思っております。

今、我々の業界は非常に仕事が減りまして、前年から 50% ぐらいまでの生産まで落ち込んで、もうほとんどの会社がこっちは赤字決算を余儀なくされるというような状況です。こういう中で、地域の伝統ある地場産業を守り、蓄積された技能を持つ社員の雇用を守ることは地域の活力、あるいは地方の発展、反映につながりますし、ひいては国の力を高めるものであるというふうに考えております。

それからもう一点、償却資産課税の方ですが、これは地方自治体の方に固定資産のうち、償却する償却資産について課税をされるというものなのですが、償却資産はいわゆる

る我々がものづくりをしていく上で機械とか器具とか備品とか、そういうものを対象に課税されるわけですが、これらは事業に必要不可欠な必要経費のようなものがほとんどであります。現在は 10 万円以上のものをリストアップして、それに対して毎年課税されるということになります。ところが、法人税法では 30 万円未満は今損金で計上できるというふうになっているのですが、こちらの償却資産の方の課税においては 10 万円以上が対象になりますので、非常にたくさんの方が対象になります。例えば、パソコン、会議用の机、椅子、電話、コピー機、こういった日常に使うものはほとんど 10 万円以上ですから対象になってしまっていて、非常に膨大な償却資産のリストを保有しております。税額負担は企業経営を圧迫しているのに加え、もう一つは保有している限りはリストから外せないわけですね。ですから、我々がものづくりで使ういろいろな道具などというのはもう 30 年、40 年使っているものもたくさんあります。でも、これもすべてリストアップして毎年課税される、そういうような膨大な事務が生じております。資産管理台帳の管理とか、あるいは償却の計算、税額の算出、膨大な事務工数がかかっておりまして、企業の間接コスト、これのアップ要因になっております。このような実情から、償却資産への課税対象を例えば 1000 万以上などの高価なものに限るとかというような簡素化を行っていただいて、企業の税負担の減少とそれから事務の費用の低減、これを行っていただきたいということです。

目的と効果ですが、対象品目の減少による償却資産の税額の企業負担の減少、もしこれが減少しても、利益が増加することになっても、法人税の方でその一部は課税されるわけですから、そういうふうなことをやっていただきたい。また一番大きな目的は償却資産を管理する事務ですね。これが非常に膨大にかかっております。それで度重なる税制改正でこの償却方法も非常に変わったりして、高いレベルを持った経理の社員を雇用したりということも必要になっておりますので、ぜひ簡素化をしていただいて、企業の負担を減少していただきたいということをお願いするものです。

私の方からは以上です。

高橋政務官 ありがとうございます。

それでは、皆さんの方から御質問があればお願いします。いかがでしょうか。

どうぞ、増子副大臣。

増子経済産業副大臣 ありがとうございます。償却資産課税の簡素化の件について、大変興味深い話をありがとうございました。30 万以下の資産も、上限 300 万までは即時

償却できるということがありますね。1000万というところの1つの考え方の基準とありますが、300万では十分ではない、中小企業にとっては300万で大体おさまる範囲があるのかなという考え方もあるのですが、その辺のお考えは。

友廣 今おっしゃっているのは、法人税の方の関係では300万まで損金計上できますけれども、この償却資産課税というのは地方税で、地方自治体に納める税金ですから、10万円以上は全部対象になってしまうのですね。ですから、法人税とはまた違う税金なので、法人税の方で償却計算するのと地方税の地方自治体の方に出す償却資産課税というのは全く別ものなのです。私が今申し上げているのはこの地方自治体の方に納める償却資産。

増子経済産業副大臣 地方自治体の方に対しての分ですね。

友廣 はい。私どもの方でしたら広島市の方に納めていますけれども、これは法人税法のいわゆる償却計算とは全く別物なのです。ですから、二本立てで我々は固定資産の償却の計算というものをやっているわけです。これがもうそもそも、こちらの法人税でもやっている、それから地方公共団体でもやっているということが事務の負担が非常に増大しているということなのです。

増子経済産業副大臣 それともう一つ、いわゆる事業所税、市町村合併で編入された地域におられるのですね。

友廣 はい、そうです。

増子経済産業副大臣 やはりかなりそういう影響というのは出ているのですか。

友廣 もう出てくると思いますね。それはちょっと具体的には思い出しませんけれども、広島県におきましても相当広域合併で、事業所税の対象になるのは広島市とか呉とか福山とかが当たると思うのですが、そのあたりはかなり合併されていますので、恐らくそういうところは今からふえてくると思います。

増子経済産業副大臣 具体的にはあなた以外のところの関係の知り合いの会社などでもそういう声は随分出ているのですか。

友廣 それは知り合いの会社もごさいます。

増子経済産業副大臣 ありがとうございます。

高橋政務官 ありがとうございます。

それでは、時間となりましたので、遠いところをありがとうございました。

伊地知 理美

高橋政務官 それでは、本日最後になります。自民党衆議院議員の政策秘書をさせていただきます伊地知さんの方からお願いを申し上げます。

伊地知 衆議院議員秘書の伊地知理美です。私の割当時間も 10 分ということですので、手短にお話しさせていただきます。よろしくお願いいたします。

現在の制度で企業や国民が負担するエネルギー、環境関連の税は石油石炭税、電源開発促進税、ガソリン税、軽油引取税など主なものだけで数種類あります。まず石油石炭税は原油、石油製品、石炭に課せられる税で、税収は約 5000 億円、電源開発促進税は電力会社から販売電力量に応じて取るもので税収は約 3500 億円、この 2 つはエネルギー特別会計に入って、そのうち環境省、経済産業省において約 700 億円を温暖化対策に、約 2500 億円を省エネ・新エネ対策に使っております。その意味ではすでに温暖化対策のための税が課されていると言えます。また、暫定税率の廃止が計画されているガソリン税の税収は約 3 兆円、さらに税とは性格が違いますが、ことしの 11 月 1 日から太陽光発電の固定買取制度がスタートし、来年 4 月から 1 家庭当たり 1 月 30 円、電気料金に転嫁され、これも環境のためのコストとして結局は国民に負担されることになるのです。

これにどういう形にせよ、新たに化石燃料に対する環境税を導入するということになれば、二重に課税されるということになります。「環境」という名の新税を導入するためにはこれらの税や電気料金の負担を整理し、国民がどのぐらいエネルギー税を取られているのか、それは環境対策に使われているのか、あるいは道路整備や地域振興、電源開発に回しているのか、はっきりさせることが必要です。

具体的には、国民が負担した税がきちんと環境エネルギー対策に充てられる仕組みをつくる必要があります。エネルギー環境の目的税化です。太陽光発電の固定買取費用もこの税収から出します。太陽光発電設置の補助金もこの税収から出します。このように負担と対策の関係がはっきりしなければ、税金を負担する国民の理解が得られないのではないかと思います。できるだけ一本にまとめ、簡単に透明性のあるものにした方がよいと考えます。

私は環境税については今のところ慎重な立場です。その理由は、環境省や経済産業省の予算を調べていただければわかりますが、例えば低炭素地域づくり面的対策推進事業、温暖化防止国民運動推進事業などというようにモデル事業、委託事業、宣伝広告費など、環境対策に余り効果がないと思われる施策が目につきます。これでは環境税という増税に対

して国民に理解を求めることは無理だと思います。環境税を導入するには「入り」と「出」をわかりやすく国民に説明すること、エネルギーをたくさん使った人へのペナルティだと決めつけてしまえば別ですが、何より二酸化炭素削減、地球環境の保全、省エネに効果がある施策を打ち出すことが先決だと思います。

自動車の税も同じです。複雑化した自動車関連税制を簡素化すべきです。一般財源化によりこれまでの税率の根拠もなくなるので、適正な負担はどれぐらいなのか、財政状況、環境への影響などを踏まえ、根本から見直すべきです。自動車取得税については消費税との二重課税ということもあり、課税根拠を示すことができなければ廃止すべきです。これからの税は「公平でわかりやすい」がキーワードだと思います。

以上で御説明を終わります。ありがとうございました。

高橋政務官 ありがとうございました。

それでは、質問がございましたらどうぞ。よろしいですか。

それでは、ありがとうございます。貴重な時間、皆さん、本当にありがとうございました。ヒアリングをこれできょうの部分は終了させていただきたいと思います。

議員の方はそのままお残りください。ありがとうございました。御退席していただいて結構でございます。

閉 会